

随意契約理由書

1. 案件名称

令和元年度 下水道科学館電気設備点検業務委託

2. 契約の相手方

株式会社明電エンジニアリング

3. 随意契約理由

今回点検を行う下水道科学館の電気設備は、下水処理場と密接に関連したヒートポンプの運転を含む全設備を安定稼働させるためにも重要な役割を持つ設備であり、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程等に基づき、点検するものである。

本設備は、株式会社明電舎が設計製作したもので、点検にあたっては、電気設備としてのシステム構成を熟知していなければならない。その構成について熟知しているのは、製作設計した明電舎のみである。また、点検に伴う当該機器の分解及び再組立てについても製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、電気設備としての性能を継続維持させなければならない。

点検後も一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検はできず、本点検業務ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

建設局下水道部調整課